学校法人杉森学園　めぐみ幼稚園　重要事項説明書

教育の提供に当たり、千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に基づき、次のとおり説明いたします。

1　設置者

法人名	学校法人杉森学園	代表者	理事長　杉森信幸
所在地	千葉市美浜区高浜3丁目2番1号		
連絡先	TEL：043-278-3502　/　fax：043-278-3344		

2　名称・所在地等

名称	めぐみ幼稚園	園長	杉森信幸
所在地	千葉市美浜区高浜3丁目2番1号		
連絡先	TEL：043-278-3502　/　fax：043-278-3344		

3　園の目的及び運営の方針

（1）目的

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とします。

（2）運営の方針

一人一人の個性を大切にし、チームティーチングで教育活動を行います。

4　施設・設備等

（1）園地

園地総面積2700.05㎡（うち園舎建築面積676.7㎡、園庭1134㎡、その他887.4㎡）

（2）園舎等

区分	建築年度	構造	床面積	用途				
				保育室	遊戯室	職員室	保健室	その他
園舎①	S56	RC2階	965.60㎡	6室 332㎡	1室 180㎡	1室 46㎡	1室 6㎡	 401.6㎡

5　教育等の内容

（1）当園は、「『遊び』を通して、考える子ども、明るい子ども、強い子どもに」を目標に教育を提供します。

（2）提供する教育の内容は次のとおりです。

学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供します。また、必要に応じて、預かり保育を提供します。

（3）教育等を行う日及び時間は次のとおりです。

提供日	提供時間	預かり保育
月～金曜日	8:30～14:00	7:30～19:00

（4）休園日は次のとおりです。

・国民の祝日
・夏季休業　7 月 20 日から 8 月 31 日まで
・冬季休業　12 月 21 日から 1 月 6 日まで
・春季休業　3 月 21 日から 4 月 7 日まで
・創立記念日
・その他、園長が定める日

（5）教育等の 1 日の流れの目安は次のとおりです。

時刻	活動等
7:30	預かり保育
8:30	登園
	教育活動（個人および学級活動）
12:00	昼食
	教育活動（個人および学級活動）
14:00	降園
	預かり保育
19:00	

（6）食事の提供

ア　提供方法

外部搬入により提供します。

【委託業者】社会福祉法人オリーブの樹 オリーブ轟

イ　提供する日

原則として週 5 日（月、火、水、木、金曜日）提供します。行事に応じて、または給食の提供ができない日には、弁当を持参していただきます。

ウ　献立

毎月 16 日に、翌月の献立をお知らせします。

エ　アレルギー対応

お子さんが食物アレルギーをお持ちの場合は、必ず事前にお知らせください。必要に応じて園医や主治医と相談し、委託業者と協議の上、除去食等の対応を行うとともに、誤食等の事故を防止するために必要な措置を講じます。

（7）行事等

入園式、遠足、保育参観、お泊り保育（年長児のみ)、夏まつり、運動会、作品展、発表会、卒園式等を予定しています。

時期については別途お知らせいたします。

（8）送迎

希望者（原則として満 3 歳以上児）については、園バスによる送迎を実施します。送迎の範囲等は入園説明会資料・入園のしおりに記載したとおりです。

6　職員

当園は、次に掲げる職員を配置します。ただし、職員の人数は、園児数に応じて変動させる場合があります。

職種	人数	職務内容
園長	1 人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
参与	1 人（非常勤）	園の教育に対して指導・助言を行う。
副園長	1 人（常勤）	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
教諭等	13 人 （うち常勤専従 7 人、非常勤 6 人）	園児の教育・保育等に直接従事する。
嘱託医師	1 人（嘱託）	園児の健康診断等を行う。
嘱託歯科医師	1 人（嘱託）	園児の歯科検診等を行う。
嘱託薬剤師	1 人（嘱託）	環境衛生に関する指導・助言等を行う。
事務職員	2 人 （うち常勤専従 1 人、非常勤 1 人）	出納業務や書類作成等を行う。
用務職員	1 人（非常勤）	園内の環境整備および運営補佐を行う。

7　利用定員

当園の利用定員及び学級編成は次のとおりです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市と協議の上、一定の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

	満 3 歳児	3 歳児(年少)	4 歳児(年中)	5 歳児(年長)	合計
利用定員	12 人	30 人	30 人	33 人	105 人
学級数	1 クラス	1 クラス	2 クラス	2 クラス	6 クラス

8　保育料その他の費用負担

（1）費用の種類と金額

ア　基本保育料

基本保育料は無償です。

イ　入園検定料:入園申込みに当たり、手続料として2000円をお支払いいただきます。

ウ　特定負担額

教育・保育の質の向上を図るため、基本保育料のほか、次の費用を別途ご負担いただきます。

項目	内容及び負担を求める理由	金額
教育充実費	施設整備費・冷暖房費・教材費・ 専門講師人件費として	月額 10,000 円

なお、納入いただいた費用については、(希望される場合は) 領収証を発行します。

エ　実費

上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

これら以外に実費が発生する場合は、その目的や金額等について事前にご説明します。

なお、納入いただいた実費については、(希望される場合は) 領収証を発行します。

項目	金額
給食費※	主食相当額　日額 155 円 副食相当額　日額 255 円
通園送迎費	バス利用者　月額 3,500 円
学用品代	入園時 (一式揃えると) 制服 約 28,000 円・用品 約 8,000 円
月刊絵本代	月額 500 円

※給食費について

○副食費の免除

年収３６０万円未満相当の世帯及び全階層の第３子（※）以降は、副食費が免除されます。

（※）年収３６０万円相当以上の世帯は、「第３子」の考え方について、兄、姉が幼稚園・保育園等に入所しているなどの要件があります。

オ　預かり保育料

預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯		金額
教育時間前（ 7:30～ 8:30）		1 時間当たり 300 円
普通保育	教育時間後（14:00～19:00）	1 時間当たり 300 円
午前保育	教育時間後（11:30～12:00）	30 分 300 円
	教育時間後（12:00～19:00）	1 時間当たり 300 円
休業期間中（ 7:30～19:00）		7:30～8:00　30 分 300 円（長期休み早朝料金） 8:00～19:00　1 時間当たり 300 円
送迎バス（帰り）		1 回 100 円

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行います。

（２）納入方法

上記の教育充実費（特定負担額）および給食費、バス代（バス利用者）、月刊絵本代、預かり保育料は、当園指定の金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。

引落手続等の詳細は、別途お知らせいたします。

なお、手数料（220 円）は保護者のご負担となります。

9　入園に関する手続き

入園願書（別紙）および本説明書の内容に対する同意書（別紙）をご提出ください。

10　退園等に関する手続き

退園、転園又は休園することとなった場合は、可能な限り速やかに、その理由を記載した書面にて園長まで届け出てください。

また、市区町村に対し、必要な手続きを行ってください。

転園する幼稚園等が決まりましたら、お知らせください。園児の「指導要録」「健康診断票」を園宛てに送ります。

11　教育の提供の終了

次のいずれか該当することとなった場合には、教育の提供を終了します。

ア　園児が小学校に就学したとき

イ　園児が退園又は転園することとなったとき

ウ　市区町村が支給認定を取り消したとき

エ　その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると認めたとき

12　学校医等

嘱託医療機関

（1）医科

医療機関の名称	医療法人社団 新藤医院
医師	新藤 寛
嘱託内容	園児 健康診断

（2）歯科

医療機関の名称	矢作歯科
歯科医師	矢作 眞大
嘱託内容	園児 歯科検診

（3）薬剤師

薬剤師	安藤 千晴
嘱託内容	環境衛生に関する指導・助言

13　緊急時における対応方法及び非常災害対策

（1）園児の体調急変等への対応

当園は、教育・保育の提供中等に園児の体調が急変した場合、速やかに保護者に連絡するとともに、嘱託医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

（2）非常災害時等の対策等

当園は、非常災害、火災等が発生した場合、別途作成するマニュアルに基づいて、園児の安全を確保し、保護者や関係機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

また、別途お知らせする方法により事前に登録された方に、本人確認の上で園児を引き渡します。

大規模地震等の災害発生時の避難場所は次のとおりです。

	避難場所	所在地
第一避難場所	園庭	美浜区高浜 3-2-1
第二避難場所	はまのわ	美浜区高浜 3-3-1

（3）緊急時における関係機関との連携

当園は、非常災害等、緊急を要する事態が発生した際、下記の関係機関と連携して対応します。

警察署	千葉西警察署
消防署	千葉市消防局美浜消防署高浜出張所
医療機関	千葉市立幕張海浜病院

14　要望・相談及び苦情の受付

当園は、次のとおり、保護者からの要望・苦情等を受け付ける体制を整備しています。

相談・苦情受付担当者 （受付窓口）	氏名：小谷 智恵子 電話番号：043-278-3502 利用時間：8:15～17:00
相談・苦情解決責任者	氏名：杉森 信幸 電話番号：043-278-3502

15　虐待の防止

（1）職員による虐待の防止

当園は、職員による園児に対する虐待を防止するため、周知徹底を図るとともに、定期的に研修を実施します。

（2）家庭等における虐待の防止

当園は、虐待の兆候を見逃さないよう、園児や家庭の様子等に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。

また、育児に対する不安や悩みを軽減するため、保護者からの相談等に応じます。

16　保険等に関する事項

当園は、万一の場合に備え、次の保険に加入しています。

保険の種類	概要	保護者負担額
三井住友海上 JK 保険	加入園賠償責任保険	0

17　個人情報の取扱い

当園は、正当な理由がない限り、職員（職員であった者を含む）が業務上知り得た園児及びその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

また、市区町村が認定するにあたって要する情報は、当該市区町村との間における施設型給付費の請求・受給に係る事務に必要な範囲に限って利用します。

卒園の際、進学先の小学校へ「指導要録」を送ったり、小学校の先生と情報共有するために、園児の様子をお伝えしたりすることがあります。

18　本説明書の内容の変更

本説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にその内容をご説明します。